

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

本件は、下記「1-1 工事の名称」に示す 3 件の工事（以下「対象工事」という。）を対象として、以下のとおり落札予定者の決定手続きを行う調達である。

- ①対象工事の落札予定者の決定は、下記「1-1 工事の名称」に示すⅠからⅢの順番で行い、二番目に開札する工事の落札予定者の決定手続きは、当該工事の前に開札した工事の落札予定者の決定後又は不成立若しくは不落札の確定後に行う。
- ②対象工事のうち下記「1-1 工事の名称」のⅠの工事については、契約制限価格の制限の範囲内において有効な入札をした者のうち最低の入札価格により入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札予定者とする。
- ③Ⅱ、Ⅲの工事については、落札予定者の決定に先立ち、最低価格入札者に対し、特記仕様書で定める技術者の配置等の施工体制確保の可否について確認を行い、可能であることが確認できた場合に落札予定者として決定する。
- ④上記③の可否確認の結果、技術者の配置等の施工体制確保が不可能であった場合は、その時点において、当該入札者が既に落札者又は落札予定者として決定している工事に係る入札を除き、当該入札を無効としたうえで、最低価格入札者の次順位者に対して同様の手続きを行うこととし、以降同様とする。
- ⑤上記④により入札を無効とした場合において、当該入札者に対しては、入札無効以外の不利益措置は講じない。
- ⑥落札予定者の決定後、下記「5. 入札・開札に関する事項」中「5-2 入札・開札執行」(7)に示す低入札価格調査等により、当該落札予定者のした入札が無効となった工事がある場合は、当該工事について、最低価格入札者の次順位者に対して、上記③の「技術者の配置等の施工体制確保の可否についての確認」等の手続きを行う。  
なお、この手続きは、上記②及び③により決定した全ての落札予定者につき、「落札者決定」又は「落札予定者の入札無効」が確定した後、上記①に定める順番に行うこととし、以降の手續きにおいて落札予定者の入札が無効となった場合も同様とする。
- ⑦入札者は、対象工事のうち複数の工事の落札者となることことができる。

なお、本件工事は契約締結後、労働者確保や建設資材確保に要する計画に変更があった場合、必要となる費用について設計変更を行う試行対象工事です。

また、本件工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、生産性向上を図るため、契約後、受注者から ICT 土工に関する施工の提案ができる工事です。

#### 1. 拡大型指名競争入札に付す事項

1-1 工事の名称	Ⅰ 東北自動車道 大六天橋跨高速道路橋（ロッキング橋脚）耐震補強工事 Ⅱ 東北自動車道 六万部橋跨高速道路橋（ロッキング橋脚）耐震補強工事 Ⅲ 東北自動車道 仁良塚橋跨高速道路橋（ロッキング橋脚）耐震補強工事
1-2 工事場所	Ⅰ 自) 埼玉県さいたま市岩槻区大字加倉

	<p>至) 埼玉県久喜市江面</p> <p>II 自) 埼玉県さいたま市岩槻区大字加倉</p> <p>至) 埼玉県加須市北篠崎</p> <p>III 自) 栃木県栃木市野中町</p> <p>至) 栃木県宇都宮市徳次郎町</p>
1-3 工事種別	土木工事 (等級A)
1-4 工事概要	<p>I 本工事は、加須管理事務所管内のロックンク橋脚を有する跨高速道路橋について、耐震補強を行うものである。</p> <p>II 本工事は、加須管理事務所管内のロックンク橋脚を有する跨高速道路橋について、耐震補強を行うものである。</p> <p>III 本工事は、宇都宮管理事務所管内のロックンク橋脚を有する跨高速道路橋について、耐震補強を行うものである。</p>
1-5 工期	<p>I 契約保証 (履行ボンド) 取得の日の翌日から 900 日間</p> <p>II 契約保証 (履行ボンド) 取得の日の翌日から 900 日間</p> <p>III 契約保証 (履行ボンド) 取得の日の翌日から 750 日間</p>

## 2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

2-1 指名競争入札実施理由	東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第2項-②-イ) に該当するため
2-2 指名通知の日	平成30年4月25日
2-3 指名基準	<p>(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則 (平成17年度細則第16号)」第6条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 指名通知の日において、工事種別「土木工事」にかかる東日本高速道路株式会社 (以下「NEXCO 東日本」という。) の「平成29・30年度工事競争参加資格」を有し、かつ「等級A」の認定を受けていること。</p> <p>(3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO 東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けており、かつ、上記(2)の等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 指名通知の日において、NEXCO 東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領 (平成18年8月7日東高契第269号)」に基づき、「地域3」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと。</p> <p>※指名通知の日から落札者決定の日までの期間 (期首及び期末の日を含む) において、NEXCO 東日本から「地域3」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p> <p>(5) 平成15年度以降に、元請として完成及び引き渡し完了した次に掲げる施工実績を有すること。</p> <p>a) 道路橋下部工の耐震補強を実施した工事</p> <p>b) 高速道路または高速道路以外の自動車専用道路における車線規制を実施した工事 (片側交互通行規制の実績についても車線規制の実績として認める。路肩規制又</p>

	<p>は通行止めの実績は車線規制の実績とは認めない。)</p> <p>ただし、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績でないこと。</p> <p>(6) 次に示す本件工事に係る設計業務等の受注者でないこと。</p> <p>[設計業務等の受注者]</p> <p>I ・東北自動車道（岩槻 I C～久喜 I C間）跨道橋耐震補強設計 （受注者：株式会社建設技術研究所）</p> <p>II ・東北自動車道（岩槻 I C～久喜 I C間）跨道橋耐震補強設計 （受注者：株式会社建設技術研究所）</p> <p>・東北自動車道（久喜 I C～館林 I C間）跨道橋耐震補強設計 （受注者：株式会社建設技術研究所）</p> <p>III ・東北自動車道（館林 I C～宇都宮 I C間）跨道橋耐震補強設計 （受注者：株式会社建設技術研究所）</p> <p>(7) 次に示す監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の受注者として、本件工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に次に示す施工（調査等）管理業務の受注者でないこと。</p> <p>[施工（調査等）管理業務の受注者]</p> <p>I ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務 （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング）</p> <p>・東北自動車道 加須管理事務所管内 耐震補強工事施工管理業務 （受注者：株式会社クリエート）</p> <p>II ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務 （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング）</p> <p>・東北自動車道 加須管理事務所管内 耐震補強工事施工管理業務 （受注者：株式会社クリエート）</p> <p>III ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務 （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング）</p> <p>(8) 平成 27・28 年度における「土木工事」、「のり面処理工事」の工事成績評定点合計の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。</p>
--	--

### 3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項

<p>3-1 非指名者の競争参加資格</p>	<p>非指名者のうち次の①又は②のいずれか及び③に該当する者は本件競争入札に参加することができる。ただし、指名基準(5)の同種工事の施工実績については、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。</p> <p>なお、指名基準(5)の同種工事の施工実績は、同一の工事において有する必要はない。</p> <p>①NEXCO 東日本の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」の有資格者のうち指名基準の(1)から(3)及び(5)から(8)を満たす者</p> <p>②NEXCO 東日本の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」の無資格者のうち指名基準の(1), (3)及び(5)から(8)を満たす者</p>
------------------------	--

	<p>③審査基準日（「3. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項」中「3-4 競争参加に必要な手続」（1）に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日をいう。以下同じ。）から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。</p>
<p>3-2 競争参加に必要な条件</p>	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。《①, ②の者ともに必要》          なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3」において競争参加資格停止を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続には参加することができない。          競争参加資格確認結果通知予定：平成 30 年 6 月 20 日（水）</p> <p>(2) 開札執行の日において工事種別「土木工事」にかかる NEXCO 東日本の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」を有し、かつ「等級 A」の認定を受けていること。《②の者のみ必要》</p>
<p>3-3 契約図書の配布方法等</p>	<p>配布期間：平成 30 年 4 月 25 日（水）～6 月 8 日（金）</p> <p>配布方法：標準契約書案【土木工事契約書】、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事（土木・施設）共通》、その他必要な設計図書等（金抜設計書、特記仕様書、その他入札関係書類）は、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。          （標準契約書案・入札者に対する指示書等）  <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a>          （設計図書等）  <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a></p>
<p>3-4 競争参加に必要な手続</p>	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出 《①, ②の者ともに必要》          作成方法：配布する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり          提出期限：平成 30 年 6 月 8 日（金） 16:00          提出場所：NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課          （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20          （電話番号）048-631-0020          提出方法：持参、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）【正 1 部、副 1 部】          なお、下記 5-1 に示す見積書についても、上記提出期限までに提出すること。</p> <p>(2) NEXCO 東日本の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」審査申請書の作成及び提出  <u>《【要注意】②の者のみ必要》</u>          作成方法：NEXCO 東日本ホームページ『平成 29・30 年度競争参加資格審査のご案内【工事】』参照          （ <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/</a> ）          提出期限：下記の提出場所に確認すること。          提出場所：NEXCO 東日本本社経理財務部調達企画課          （住所）〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2          （電話番号）03-3506-0214          提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送（書留郵便）でのみ受付（提出期限までに必着）</p>

[宛名面に「緊急認定」と記載すること。]

#### 4. 競争参加資格に関する事項

4-1 設計業務等の受注者等との資本又は人事面の関係	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す本件工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>②設計業務等の受注者</p> <p>I ・東北自動車道（岩槻 I C～久喜 I C間）跨道橋耐震補強設計 （受注者：株式会社建設技術研究所）</p> <p>II ・東北自動車道（岩槻 I C～久喜 I C間）跨道橋耐震補強設計 （受注者：株式会社建設技術研究所）</p> <p>・東北自動車道（久喜 I C～館林 I C間）跨道橋耐震補強設計 （受注者：株式会社建設技術研究所）</p> <p>III ・東北自動車道（館林 I C～宇都宮 I C間）跨道橋耐震補強設計 （受注者：株式会社建設技術研究所）</p>
4-2 施工（調査等）管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記②に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>② 施工（調査等）管理業務の受注者</p> <p>I ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務 （受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング）</p> <p>・東北自動車道 加須管理事務所管内 耐震補強工事施工管理業務 （受注者：株式会社クリエート）</p>

	<p>II ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務 (受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング)</p> <p>・東北自動車道 加須管理事務所管内 耐震補強工事施工管理業務 (受注者：株式会社クリエート)</p> <p>III ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務 (受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング)</p>
<p>4-3 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>1. 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>1) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合</p> <p>2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>2. 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。</p> <p>1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合</p> <p>3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p><b>【役員 の 定義】</b></p> <p>① 株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）</p> <p>② 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員</p> <p>③ 組合の理事</p> <p>④ ①から③に準ずる者</p> <p><b>【管財人の定義】</b></p> <p>民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人</p> <p>3. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 1 又は 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>
<p>4-4 競争参加資格に関する留意事項</p>	<p>本件工事の受注者、本件工事の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工（調査等）管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工（調査等）管理業</p>

	<p>務」を請負うことはできない。</p> <p>なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>①当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>②業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p>
--	--

## 5. 入札・開札に関する事項

<p>5-1 入札前価格交渉方式の概要及び留意事項</p>	<p>(1) 本件工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式の対象工事である。</p> <p>(2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者のうち NEXCO 東日本がくじ引きにより選抜した 3 者（入札者が 3 者以下の場合は全ての入札者をいい、以下「選抜交渉対象者」という。）との間で、見積書に記載された内容が、設計図書のパフォーマンス・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。</p> <p>なお、見積書の総額が同価である者がいた場合は、3 者を超えて選抜交渉対象者を選抜する場合がある。</p> <p>(3) 入札者は、「交渉対象」とされた項目の見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。</p> <p>①見積書提出期限 平成 30 年 6 月 8 日（金）16：00 まで 上記 3-4（1）に示す競争参加資格確認申請書の提出期限に同じ</p> <p>②見積書提出場所 NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課</p> <p>③見積書提出方法 持参、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）</p> <p>④提出書類 見積書（様式 3-1～3-4）【提出部数は正 1 部、副 2 部】</p> <p>(4) 入札前価格交渉は、見積書提出期限以後平成 30 年 6 月 25 日（月）から平成 30 年 7 月 13 日（金）までの間を予定しており、詳細な日時等については、別途連絡を行う。</p> <p>(5) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材又は機器のパフォーマンス・機能及び見積書（様式 3-1～3-4）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。</p> <p>ただし、入札者又は選抜交渉対象者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本件工事の競争参加資格の取消を行う場合がある。</p> <p>(6) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての入札者と各々 1 回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて 2 回ないし、3 回程度とする。</p>
-------------------------------	--

	<p>(7) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場又は電子メール等において確認を行うものとする。</p> <p>(8) 入札者又は選抜交渉対象者は、上記(7)において合意された事項を反映させた最終見積書(様式3-1~3-4)を次に示すとおり提出しなければならない。</p> <p>また、入札前価格交渉によっても見積書(様式3-1~3-4)から変更が生じない場合も同様とする。</p> <p>① 最終見積書提出期限 平成30年7月24日(火)16:00 下記5-2(1)に示す入札書の提出期限に同じ</p> <p>② 最終見積書提出場所 NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課</p> <p>③ 最終見積書提出方法 書留郵便又は信書便(提出期限までに必着) 最終見積書は、入札書と同時に提出すること。なお、同時提出にあたっては、「最終見積書」と「入札書を封かんした封筒」を別の封筒に封かんし、一つの封筒により提出すること。封かんの方法については、入札者に対する指示書[16]を参照のこと。</p> <p>(9) 上記(3)及び(8)に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者又は選抜交渉対象者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者又は選抜交渉対象者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。</p> <p>(10) 入札者又は選抜交渉対象者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が1項目でもある場合は、当該入札者又は選抜交渉対象者が行った入札は無効とする。</p> <p>(11) 入札者は、入札書をNEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いを行わない。</p> <p>(12) 見積書又は最終見積書においてNEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。</p>
5-2 入札・開札執行	<p>(1) 入札書の提出</p> <p>提出期限：平成30年7月24日(火)16:00 提出場所：NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 提出方法：書留郵便又は信書便(提出期限までに必着)</p> <p>なお、提出後はいかなる理由があろうとも差替え、変更、取下げには一切応じないため、提出の際には不足・不備・不整合等ないよう十分確認の上、提出すること。</p> <p>(2) 開札</p> <p>開札日時：Ⅰ 平成30年8月8日(水)10:30 Ⅱ 平成30年8月8日(水)13:30 Ⅲ 平成30年8月8日(水)15:30</p>



	<p>開札場所：NEXCO 東日本 関東支社 入札室</p> <p>(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて</p> <p>開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合においては、再度入札は辞退したものとみなす。</p> <p>(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>自動落札方式</p> <p>(6) 単価表の提出及び確認</p> <p>当初の入札に際し、当初の入札書に記載の入札金額に対応する単価表の提出を求める。なお、入札時に単価表の提出のない者がした入札は無効とする。</p> <p>単価表は、当社が配布した金抜設計書に、単価及び金額を記録した上で、Microsoft Excel により作成することとし、次に示す通り 1 部提出するものとする。</p> <p>①単価表データを出力した書面</p> <p>提出された単価表は、返却しない。</p> <p>(7) 低入札価格調査</p> <p>本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。</p> <p>なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。</p> <p>また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、上記の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。</p> <p>低入札価格調査については、入札者に対する指示書 [25] を参照すること。</p>
--	---

## 6. その他の事項

6-1 質問の受付	<p>(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。</p> <p>①受付期間：指名通知の日から平成 30 年 7 月 6 日（金）16：00 まで</p> <p>②受付場所：NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課</p> <p>③受付方法：質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便により提出（受付期間内必着）</p> <p>(2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。</p> <p>①回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から 5 日以内（休日を除く）</p> <p>②回答方法：NEXCO 東日本ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の「備考」）に掲載する</p> <p><a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a></p> <p>(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本ホームページを参照す</p>
-----------	--

	<p>ること。  <a href="http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html">http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html</a>)</p>																								
6-2 その他	<p>(1) 入札保証：不要</p> <p>(2) 契約保証：必要  入札者に対する指示書 [29] 参照のこと。</p> <p>(3) 契約書の作成：必要  入札者に対する指示書 [30] 参照のこと。</p> <p>(4) 入札の無効  入札者に対する指示書 [27] に該当する入札は無効とする。</p> <p>(5) 支払条件  前金払：請負代金額が 500 万円以上の場合には「有」、500 万円未満の場合には「無」  「有」の場合は請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。  部分払：「有」  請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払いの請求をすることができる。</p> <p>(6) 支払限度額の比率  請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="507 1137 868 1599"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">I</td> <td>平成 30 年度</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">II</td> <td>平成 30 年度</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">III</td> <td>平成 30 年度</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) スライド条項の適用  請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド）及び第 6 項（インフレスライド）について適用する。</p> <p>(8) 配置技術者  契約締結後、特記仕様書に示す資格等（工事経験を求めている場合も含む）を有する技術者を配置できる者であること。</p> <p>(9) 三者協議会に関する事項  本工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・受注</p>		年度	比率	I	平成 30 年度	40%	平成 31 年度	50%	平成 32 年度	10%	II	平成 30 年度	40%	平成 31 年度	50%	平成 32 年度	10%	III	平成 30 年度	20%	平成 31 年度	70%	平成 32 年度	10%
	年度	比率																							
I	平成 30 年度	40%																							
	平成 31 年度	50%																							
	平成 32 年度	10%																							
II	平成 30 年度	40%																							
	平成 31 年度	50%																							
	平成 32 年度	10%																							
III	平成 30 年度	20%																							
	平成 31 年度	70%																							
	平成 32 年度	10%																							

者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工共同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施する対象工事である。

なお、三者協議会の実施方法について以下に示す。

- ①NEXCO 東日本が、当該工事にかかわる設計者の同意が得られた場合は、落札者は、NEXCO 東日本及び設計者と「三者協議会の開催に関わる協定書」を締結するものとする。
- ②三者協議会の開催は、次に該当した場合に、必要の都度開催する。なお、開催に関わる事務はNEXCO 東日本が行うものとする。
  - 1) 工事着手前に当該工事の設計の理念及び意図を確認する場合
  - 2) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合
  - 3) その他施工改善提案等について、受注者若しくは設計者から発注者に申し出があり、発注者がその開催を必要と認めた場合
- ③三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、NEXCO 東日本が負担する。

#### (10) ICT 土工の活用

本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、生産性向上を図るため、契約後、受注者から ICT 土工に関する施工の提案ができる工事である。

#### (11) 詳細設計完了後の契約金額の取扱いについて

本工事は設計図は、現在詳細設計中であり、工事契約締結後、工事請負契約書第19条の規定に基づき、監督員が工事内容の変更及び追加を指示するものとし、その費用については、発注者と受注者で協議の上決定するものとし、協議完了後、変更契約を締結する。

注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日の翌日から7日（休日を除く）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができます。説明を求める場合の手続については、競争参加資格確認結果通知において示します。

## 拡大型指名競争入札方式について

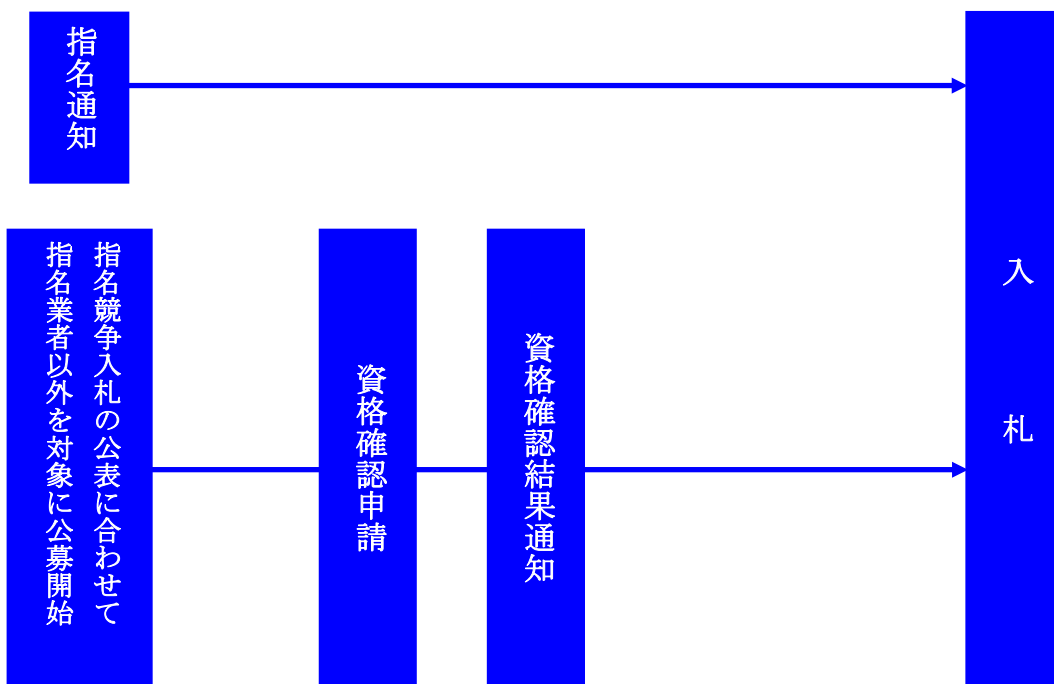
### ○ 概要

拡大型指名競争入札方式は、公募を併用した指名競争入札方式であり、当社に資格登録している有資格者で、当社が設定した競争参加資格要件（指名基準）を満たす者を全者指名するとともに、当該指名業者以外を対象に競争参加者を公募し、資格が確認された全ての者に対し、入札参加を認めるものです。

### ○ 目的

入札不調となる恐れの高い工事については、指名競争入札により確実な競争参加者を確保するとともに、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、競争性の拡大を図り、調達の実実性を高めるため行うものです。

### ○ 手続きの流れ



※なお、平成 29・30 年度競争参加資格の無資格者は、開札の日までに、必要な工種にかかる資格の認定を受ける必要があります。

※指名業者、指名を受けていない者（非指名者）に関わらず、本件工事における配置技術者に必要とされる資格及び工事実績は、特記仕様書に記載しておりますのでご確認の上入札に参加下さいますようお願いいたします。

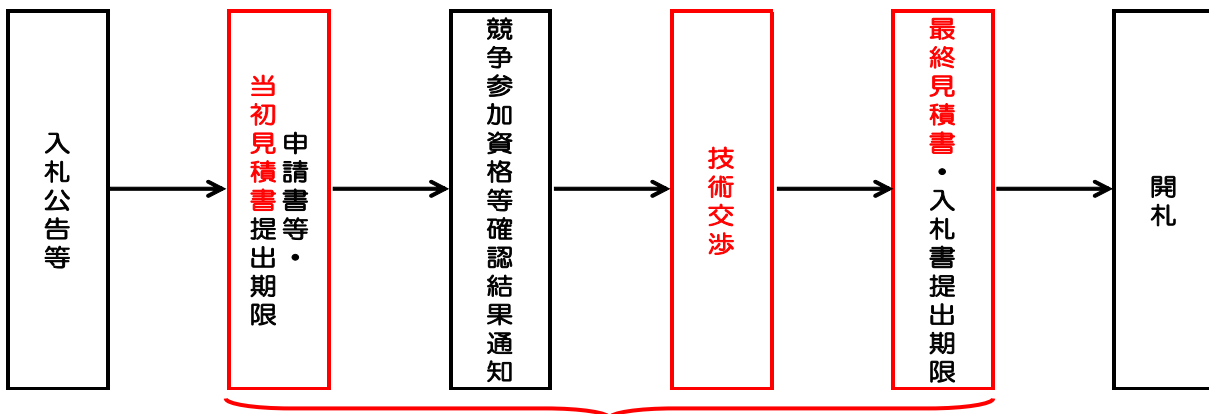
## 本件工事の調達手続きにおいて行う『入札前価格交渉方式』とは？

～入札に参加を希望される皆さまの見積価格が契約制限価格に反映される仕組みです～

### 《本方式の概要・目的》

入札前価格交渉方式とは、NE×CO東日本が契約制限価格の設定に際して、積算基準類により算出することが適当ではないと判断した場合に、入札に参加を希望される皆さまから入札前に見積書の提出をしていただいた後、見積価格を算出した際の算出方法・施工方法等に関する技術確認をNE×CO東日本と行った後、最終見積書を提出していただき、合理性・妥当性が確認できる見積書の中から、採用する見積書を決定し契約制限価格に反映する方式です。

### 《手順の主な流れ》



技術交渉では、提出いただいた見積書の算出方法や見積内容について合理性・妥当性の確認を行うものです。

（具体例）

- ・単価は、実績なのか？積算基準類準用なのか？
- ・算出に際し施工方法はどのように考えているか？
- ・見積内容や割掛先に誤りがないか？ など

**※交渉を通じて、いわゆる「歩切り」を行うものではありません**

### 《注意点》

- (1) 見積書とは、金抜設計書の単価項目の摘要欄に『交渉対象』と記載した項目にかかる見積をいいます。なお、『交渉対象外』の項目につきましては、見積り金額の記載の必要はなく、技術交渉も行いません。
- (2) 見積書の作成に当たっては、当社の規格・仕様を満足する適正な価格を記載するようにお願いします。
- (3) 入札に参加を希望される者が複数者存在する場合は、見積総額の比較により安価な価格を契約制限価格に反映します。  
※各社の安価な見積単価を抽出し採用することはありません。
- (4) 入札価格は、最終見積書の項目毎に記載した額を上回らない限り変更が可能です。
- (5) ロッキング橋脚耐震補強工の積算基準を平成29年7月に制定し、NE×CO総研での販売および本社・支社・事務所の契約担当部署にて公表しています。